

# 名古屋市 災害対策実施計画【拡充版】《概要》

01

## 拡充版について

## 1 趣旨

災害対策実施計画【拡充版】は、昨年度末に公表した「令和6年能登半島地震を踏まえた本市の災害対策の検証」や、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」など昨今の社会情勢を踏まえ、策定するもの。

今回新たに取り組む「新規事業」、既に実施計画に位置付けられている事業から内容の拡充・見直しを行う「拡充事業」により、今後の具体的な取組を掲載し、現行の事業と併せて本市の災害対策を推進する。

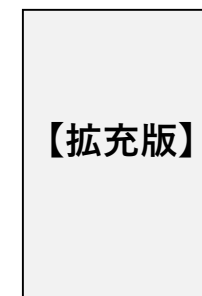
令和6年能登半島地震を踏まえた  
本市の地震対策の検証【市】  
(令和7年3月公表)

「南海トラフ地震防災対策推進  
基本計画」変更【国】  
(令和7年7月公表)

「新規事業」「拡充事業」により  
今後の具体的な取組を掲載



令和6年3月 策定  
(計画年度：R6～10)



令和8年3月 策定  
(計画年度：R8～10)

## (参考) 国の防災に関する主な動向

- **令和6年12月 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 改正**  
➡ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方をスフィア基準<sup>(※)</sup>を満たす避難所環境とすることを明記
- **令和7年3月 国による南海トラフ巨大地震の新たな被害想定 公表**  
➡ 災害関連死を含む甚大な人的被害、物的被害などを推計
- **令和7年6月 災害対策基本法、災害救助法 改正**  
➡ 被災者に対する福祉的支援の充実、被災者援護協力団体登録制度の創設
- **令和7年7月 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更**  
➡ 「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化  
各種施策の推進にあたって、具体目標を定め国によるモニタリング
- **令和7年12月 防災立国の推進に向けた基本方針 閣議決定**  
➡ 令和8年中に、事前防災と災害対応の指令となる防災庁を設置

※スフィア基準とは、避難所で確保すべき生活環境を示した国際的な指標

## 2 基本的な考え方

拡充版においては、現行の実施計画の基本的な考え方や取組方針、施策の体系を踏襲しつつ整理しており、「新規事業」「拡充事業」は下記体系表における方針1～方針4の取組方針で整理している。

### <体系表>

	災害による被害を防ぐ		【めざす姿3】 迅速かつ的確な災害対応により、被害が拡大しない	【めざす姿4】 迅速かつ的確に復旧・復興が進み、社会経済活動が早期に再開される
	【めざす姿1】 災害による死者が発生しない	【めざす姿2】 物的被害を極力減らす		
<b>【方針1】</b> 地域防災力の強化	1-1：市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上	1-2：住宅・建築物等の被害拡大の防止	1-3：地域の災害対応体制の強化	1-4：地域の生活再建力の向上
<b>【方針2】</b> 災害対応力の強化	2-1：「命を守る」避難対策の強化		2-3：行政の災害対応体制の強化	2-4：避難生活・生活再建支援体制の強化
<b>【方針3】</b> 災害に強いまちづくりの推進	3-1：「命を守る」都市基盤の整備		3-3：迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備	3-4：避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備
<b>【方針4】</b> 防災人材育成の推進	・防災意識向上に係る普及啓発・教育		・防災意識向上に係る訓練・研修	

02

## 拡充版に掲げる主な事業

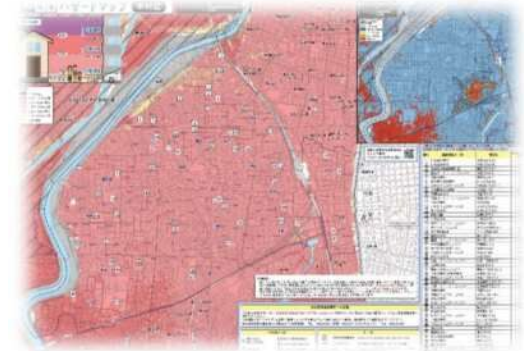
## 方針 1：地域防災力の強化

### ◇水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発【拡充】

想定最大規模の洪水・内水氾濫・高潮等を前提とした浸水想定区域を周知し、適切な避難行動等を促すため、市政出前トークやSNSでの啓発、各種イベントでの周知・啓発活動など、様々な機会を捉えてハザードマップ等の周知・啓発を行う。

#### 【拡充内容】

より効果的なハザードマップの周知・啓発の実施



ハザードマップ（本市）

### ◇感震ブレーカーの設置促進【拡充】

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進する。

#### 【拡充内容】

必要に応じた、国に対する財政支援等の要請

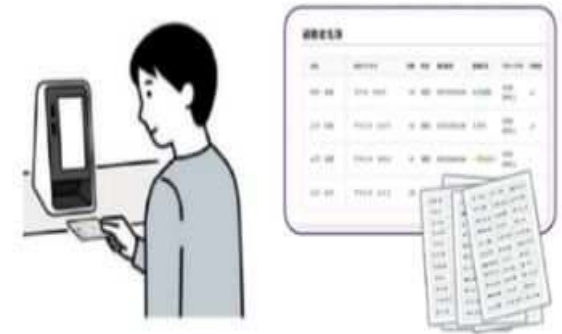


感震ブレーカーの啓発活動の様子（本市）

## 方針 2 : 災害対応力の強化

### ◇避難者支援の推進【新規】

「避難所に滞在する避難者」及び「在宅・車中泊などの避難所以外の場所に滞在する避難者」といった避難者の支援強化を図るため、デジタル技術等を活用した効率的かつ効果的な支援体制を構築する。



デジタル技術を活用した  
避難所の受付（イメージ）

### ◇指定避難所における良好な生活環境の確保【拡充】

円滑な避難所運営の支援及び避難所生活が長期化した場合を見据えた避難所の質の向上に向けた取組を検討、推進する。

#### 【拡充内容】

- ・簡易ベッドやパーティションの備蓄を充実
- ・居住スペース、キッズスペース、食事の質の確保に向けた調整
- ・国に対して、避難所の生活環境の確保に向けた継続的な財政支援を要請



## 方針 2 : 災害対応力の強化

### ◇災害時における良好なトイレ利用環境の確保【新規】

災害時における良好なトイレ利用環境の確保に向けて、下水道直結式マンホールの整備、簡易トイレの備蓄、仮設トイレの調達、し尿収集、衛生管理など多岐に渡る業務について、横断的に整理した計画を策定する。



石川県七尾市で設置された仮設トイレ  
(防犯上・衛生面等で課題)

### ◇被災者支援体制の強化【拡充】

被災者の生活再建支援を総合的かつ効率的に実施するため、迅速な家屋被害調査及び罹災証明書の発行を行い、被災者台帳として情報を一元的に管理できるシステム利用の習熟に向けた研修の実施や、各種調整を行う。

#### 【拡充内容】

被災者支援に関する各種制度受付事務への被災者生活支援システム活用の検討、調整



システムを用いた研修の様子  
(本市)

## 方針 2 : 災害対応力の強化

### ◇総合支援窓口開設・運営に係る業務体制の確保【新規】

大規模災害発生時、罹災証明書等の発行や被災者の生活再建に係る様々な相談等の手続きを行う総合支援窓口の開設・運営を円滑に実施するため、訓練を実施するとともに必要に応じてマニュアルを更新する。



R7総合支援窓口開設・  
運営訓練の様子（本市）

### ◇公費解体に係る手続きの整備及び体制構築の検討【新規】

公費解体の申請受付事務に関する要綱・マニュアル等及び業務体制の整備に向けた検討を行う。

※公費解体とは、被災した建物を、申請に基づき自治体が所有者に代わって解体・撤去し、その費用を国や自治体が負担する制度



石川県七尾市における公費解体の様子

## 方針 2 : 災害対応力の強化

### ◇地域防災活動の支援等に係る区の体制強化【新規】

区の地域特性に応じた施策・事業を一層推進し、地域防災活動の活性化等を図るための区の体制強化について検討する。



地区防災カルテを活用した  
地域防災活動の様子（本市）

### ◇大規模災害時を想定した消防体制の充実【新規】

大規模災害時における緊急消防援助隊の効果的かつ効率的な受援体制の確立を図るとともに、消防隊・消防団の活動能力の向上を目的とした訓練環境の整備について検討する。



緊急消防援助隊の活動拠点の様子（輪島市）

## 方針 2 : 災害対応力の強化

### ◇災害時の情報収集・共有体制の充実・更新【拡充】

災害時における迅速な情報収集及び効果的な情報共有に向けて、各種防災システムの整備・維持管理を行うとともに、最新のICT技術等を用いた多様な手段の拡充を検討する。

#### 【拡充内容】

公共安全モバイルシステムの導入、運用方法の検討・周知



公共安全モバイル  
システムの端末

## 方針 3 : 災害に強いまちづくりの推進

### ◇災害情報システムの構築【新規】

災害時に迅速な応急活動や広報媒体を通じた速やかな情報提供などを行うため、上下水道施設の被害状況や応急活動の進捗情報を迅速に共有・集計する災害情報システムを構築する。



災害情報システム（イメージ）

## 方針4：防災人材育成の推進

### ◇家屋被害調査研修の実施【拡充】

大規模災害時には、被災家屋が膨大な数に上ることが想定され、多くの職員が家屋被害調査に従事することが求められることから、家屋被害調査の基本的な知識の取得と大規模災害に対する意識の向上を目的とした研修を実施し、有事の備えとする。

#### 【拡充内容】

調査計画作成支援ツールを用いた家屋被害調査実地訓練の実施



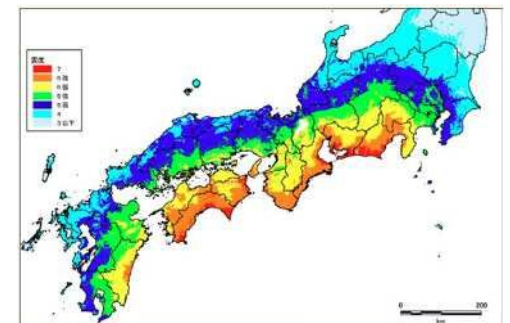
七尾市での本市の支援活動  
(家屋被害調査)

## その他：方針1～4にかかる横断的施策

### ◇南海トラフ地震等被害想定調査及び対応検討【新規】

南海トラフ地震及び活断層型地震に係る被害想定調査を実施し、その結果を踏まえ、震災対策に係る今後の対応検討を実施する。

また、被害想定を踏まえて震災対策に係る対応方針の取りまとめや周知・啓発等を実施する。



南海トラフ地震で  
想定される震度分布(国)

03

## 進行管理等について

## 1 進行管理

現行の実施計画と同様に、毎年度実施状況を把握し、庁内の局長級会議において進捗状況の評価を行った上で、公表する。

また、新たな課題の発生等により、当初の計画どおりの進捗が見られない取組が出てきた場合には、フォローアップを行う。

※進行管理には現行計画と拡充版をとりまとめた合体版（仮称）を用いる

## 2 スケジュール

時 期	内 容
令和8年3月	災害対策実施計画【拡充版】の策定
令和8年4月～	各局室において各種事業の推進
令和8年6月頃 ～11月頃	合体版（仮称）を用いた進行管理、実施状況の公表